

-
- 種別 : 個人
 - 所属等 : パナソニックリフォーム株式会社 経営管理部
 - 氏名 : 藤原 貴夫
-

公益財団法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 御中

企業会計基準適用指針公開草案第 61 号「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」
に対するコメント送付の件

以下のとおり、コメント送付させていただきます。御査収よろしくお願いたします。

企業会計基準適用指針公開草案第 61 号「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」
の第 9 4 項で期間がごく短い工事契約の場合には、完全に履行義務を充足した時点で
収益を認識することができる」と表記されていますが、ここで表記されています
“期間がごく短い”は具体的にどれ位の期間を指しますか。